



鳥取県公報

平成16年 9月30日(木)
号外第139号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則(18)(教育総務課)..... 1

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第18号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職制)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、<u>次長又は参事監を、課等に参事、主査、課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化課に文化財主査を、係に主任を置くことができる。</u></p> <p>第7条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>理事監、参事監、参事及び室長</u>((1)に掲げる課等の長の職にある者を除く。) 上司の命を受け、重要事項の企画に参画する。</p> <p>(5)~(13) 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特に必要があると認めるときは、事務局に次長又は参事監を、課等に参事、主査、課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化課に文化財主査を、係に主任を置くことができる。</p> <p>第7条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>参事監、参事及び室長</u>((1)に掲げる課等の長の職にある者を除く。) 上司の命を受け、重要事項の企画に参画する。</p> <p>(5)~(13) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表(第3条関係) 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 <u>理事監・次長・参事監・課長・室長・参事・主査</u> <u>・課長補佐・室長補佐・主幹・係長・副主幹・主任</u> 2及び3 略	別表(第3条関係) 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 次長・参事監・課長・室長・参事・主査・課長補 佐・室長補佐・主幹・係長・副主幹・主任 2及び3 略

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

3 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲 げる職とする。 (1) 略 (2) 鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和39年鳥 取県教育委員会規則第5号)第6条の規定により置 かれる課等の長、 <u>理事監</u> 、次長及び参事監並びに同 規則第14条第1項及び第14条の4第1項の規定によ り置かれる所長 (3)~(12) 略	(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲 げる職とする。 (1) 略 (2) 鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和39年鳥 取県教育委員会規則第5号)第6条の規定により置 かれる課等の長、次長及び参事監並びに同規則第14 条第1項及び第14条の4第1項の規定により置かれ る所長 (3)~(12) 略